



面的に自家輸送とし、パン、炊飯工場への配送のみ委託輸送とした。

加えて11月頃に全職員に対し、インフルエンザの予防接種を会社負担で行い、配送に支障が出ないようにする。

(3) 遠隔地価格調整金

遠隔地の多い本県の現状から、パン及び米飯の遠隔地輸送に係る経費の一部を、予算の範囲内で補てんすることで価格の安定を図る。(岩手県パン工業組合に一括払い)

(4) 給食食材の安全確保

安心・安全な給食食材を供給するため次の業務を行なう。

ア 本会に検査室を設置し、専属の検査技師による給食食材の定期的かつ自主的な衛生検査、及び放射性物質の検査等

イ 専属の検査技師による給食食材の取引に関わる職員の定期的な自主検査(ノロウイルス検査は外部委託)

ウ 専属の検査技師・担当職員によるパン・米飯委託工場の拭き取り検査及び巡回衛生指導

エ 学校給食用パンの品質向上のため、アドバイザーによる品質検査の実施

オ 学校等の要請により「ふらん器」、「ATP拭き取り検査器」等の無償貸与

カ 学校等の要請に応じての細菌検査や検査技師の衛生管理に係る講師派遣

キ その他衛生管理の確保及び向上のため会長が適当と認める方法

#### 4 学校給食の充実向上による食育推進及び食育推進支援協力

(1) 学校給食の充実向上による食育推進

(2) 食育基本法及び食育基本計画等の趣旨に沿って、次の各種食育推進業務を主体的かつ積極的に展開するとともに国等の食育推進事業等の支援協力を行なう。

ア 学校給食事業に関する講演会、講習会、研修会、協議会、調理コンクール及び展示会等の企画実施

イ 学校給食関係機関等の主催する学校給食普及のために有益な講演会、講習会、研修会等の共催

ウ 学校給食実施上優れた成果を上げた優良学校や優良学校給食センター等の表彰

エ 学校給食教材用ビデオ、紙芝居及び県産品レプリカ等の無償貸与による児童生徒への食育、地産地消等に関する食育の推進

オ 栄養教諭等学校給食関係者や一般住民の行う会議、講習会等への学校給食総合センターの貸し出し

カ バイキング給食用食器の貸し出しによる学校給食の多様化への対応

キ 親と子の食についての語りあいの場である親子料理教室の開催

ク 栄養管理システムソフトウェア(年次計画でバージョンアップ)の学校給食センター等への貸与による栄養管理業務の支援

ケ 情報収集及び提供事業の一環として次の業務を行なう。

(ア) 「学校給食に関する各種図書」「学校給食用取扱い物資のご案内」「いわての学校給食」「物資だより」等の学校給食関係情報提供用印刷物の発行と配布

(イ) ホームページによる本会の業務指針、組織活動概要、取扱給食用食材の状況及び新規購入物資の紹介等

(ウ) その他会長が適当と認める業務

- コ 岩手県学校給食総合センターの機能を活用して関係者に施設の貸し出し
- サ 岩手県学校給食センター協議会の事務局として事業計画、収支予算、決算報告の策定等、役員会経理業務及び各種学校給食の充実向上のための協議会事業の立案・実施（講習会、県内地場産企業の調査、協議会メンバーであるセンター所長によるセンターの現状と課題の発表会、センター等における学校給食に係る問題点についての意見交換・質疑等）
- シ その他会長が適当と認める業務

### （3）食育推進支援協力

ア 学校給食関係団体等が食育推進に沿った事業を展開する場合、その事業費の補助または給食食材の無償給付を行なう。（本会ホームページや学校等への文書通知で補助要件等を一般公募する）。

令和元年度の実施例

- （ア） 岩手県学校栄養士協議会
- （イ） 岩手県学校給食研究会
- （ウ） 盛岡市学校給食研究会

イ 学校給食事業における県産食材・地域食材の積極的導入や地産地消推進機構等、地産地消推進運動への参画

ウ 国の委託事業の実施

現在のところ令和2年度の事業の依頼等はないものの、過去において下記の実施例があり、積極的に対応したい。

- （ア） 学校給食における新たな地場産物の活用方策等に関する調査研究（文部科学省 平成21年度実施）結果的に県産冷凍食材4品の開発等につながった。
- （イ） 学校給食地場産物利用拡大事業（農林水産省 平成21年度、22年度実施）奥州市、軽米町から応募があり実施
- （ウ） 学校給食における地場産物活用促進事業（文部科学省 平成23年度、24年度実施）料理開発コンテスト及び調理員調理講習会を開催し、料理集及び料理レシピを配布した。

エ 臨時休業の学校給食休止に伴う政府の緊急対応

新型コロナウイルス感染対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業等について（令和2年2月28日付け元文科初第1585号）に基づき、学校臨時休業対策補助金要綱（令和2年3月10日文部科学大臣再裁定）が創設され、臨時休業期間の学校給食費について、返還等を行い保護者の負担とならないよう、学校給食会を通じて学校設置者に補助金の交付手続きを行うこととなった。

## 5 令和2年度年間行事予定表（別表）